

藤沢市職員の旅費に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の旅費に関する条例の一部を次のように改める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の旅費に関する条例（昭和56年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1号中「常勤の特別職職員及び一般職の」を「地方自治法第204条第1項に規定する」に改め、同条第3号中「新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は」を削り、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第3条第1項中「出張し」の次に「、又は赴任し」を加え、同条第2項中「出張中」の次に「又は赴任中」を加え、「、解職」を削り、同条第3項中「出張のための内国旅行中又は外国旅行中」を「出張中又は赴任中」に改め、同条第4項中「取消され」を「取り消され」に改め、同条第5項中「全部又は一部を旅費として」を「範囲内で規則で定める金額を旅費として」に改める。

第5条第1項中「、日当」、「、着後手当」及び「、食卓料、支度料」を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額」を「実費額」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項及び第12項を削り、同条第13項中「外国旅行」を「本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及びこれらに附属する島の領域をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行（以下「外国旅行」という。）」に改め、同項を同条第9項とし、同条第14項中「第3条第3項の」を削り、同項を同条第

10項とする。

第7条を削る。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第8条第1項中「旅客運賃」を「規則で定める旅客運賃」に、「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、「座席指定料金」の次に「のそれぞれの範囲内の実費額」を加え、同項第1号中「線路」を「列車を運行する線路」に改め、「旅行」の次に「(規則で定めるものに限る。)」を加え、同項第2号中「座席指定料金を」を「前号に規定する旅行の場合で座席指定料金を」に、「旅行の場合」を「もの」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金

第8条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条中「次の各号に規定する」を「規則で定める」に、「、さん橋賃及び通行税」を「及びさん橋賃」に改め、「以下この条において「運賃」という。」を削り、「急行料金等」の次に「のそれぞれの範囲内の実費額」を加え、同条各号を削り、同条を第8条とする。

第10条中「現に支払った」を「規則で定める」に改め、「含む。）」の次に「の範囲内の実費額」を加え、同条を第9条とする。

第11条中「現に支払った旅客運賃」を「内国旅行(本邦における旅行をいう。以下同じ。)にあつては旅客運賃の範囲内の実費額、外国旅行にあつては実費額」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削る。

第13条中「別表第1の定額」を「別表に規定する額の範囲内の実費額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その宿泊料が当該範囲内である宿泊施設を確保できない場合その他のやむを得ない場合には、当該範囲を超えた実費額によることができる。

第13条を第11条とする。

第14条第1項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第3号中「その後」を「赴任を命ぜられた日の翌日から1年(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には当該事情を勘案して相当と認められる期間)以内」に改め、同条を第12条とする。

第15条を削る。

第16条第1項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第1号ア及びウ中「日当、宿泊料及び着後手当」を「宿泊料」に改め、同項第2号中「第14条第1項第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条を第13条とする。

第17条及び第18条を削る。

「第3章 外国旅行の旅費」を削る。

第19条から第26条までを削る。

第27条中「旅行者」を「外国旅行をする旅行者」に改め、「入出国税」の次に「その他規則で定める経費」を加え、同条を第14条とする。

第28条第1項中「別表第2」を「別表」に、「第18条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2項中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第29条中「外国旅行の」を削り、同条を第16条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(遺族の旅費)

第17条 第3条第3項の規定により内国旅行中の死亡の場合に支給する旅費は、遺族の居住地から職員が死亡した地までの往復に要する当該職員の前職相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位の者がある場合には、年長の者を先にする。

第30条を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第31条第1項中「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他」を削り、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条を第18条とする。

第32条を第19条とし、第33条を削り、第34条を第20条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第11条、第15条関係)

区分	宿泊料 (1夜につき)	死亡手当
特別職の職員	14,000円	520,000円
一般職の職員	13,000円	490,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の藤沢市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、社会情勢の変化に伴い、職員に支給する旅費について、支給の対象となる項目やその支給額をより実態に即したものとするため、所要の改正をする必要による。